

コンドリアーゼ適正使用の施設要件について施設認定に関する Q&A

Q1.令和2年度の診療報酬改定でヘルニコア使用にあたり、厚生局へ届け出が必要となりましたが、どのようなものを提出するのでしょうか？

A1. 施設要件を満たすことを証明する認定証を厚生局へ提出してください。認定証は2020年3月末までに申請した施設では日本脊椎脊髄病学会より登録された指導医の先生宛に順次送付されております。

尚、2020年4月以降で新規に認定を申請する施設への認定証はメーカー側からの依頼に基づき、毎月1回、1日ついで事務局から発行します。

Q2. 認定証の記載の中に「ただし当学会脊髄外科指導医が不在となった場合は認定取り消しとなります」と記載があります。この不在というのは、他施設に就職されて診療援助にも来ない場合のことを言うのでしょうか。

A2. 当該施設に医師要件を満たした医師が在籍しないか。非常勤でも勤務されない場合をさします。

Q3. 椎間板内酵素注入療法の施設基準に係る届出の中で、関係学会より認定された年月日の項目はいつを示すのか？

A3.認定証に記載されている認定日を記載してください。